

# NTT設備導入計画提示マニュアル

加入者交換機接続及び中継交換機接続用

第2版

平成11年10月  
東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

## 背景ならびに本マニュアルの目的

相互接続事業者様からの建設申込の時期等については、既に接続約款等に記載されております。また、接続約款第48条 (必要事項の通知) において、相互接続点及び接続対象地域の追加・変更又は廃止等に係る事項を互いに書面により通知することとしております。

NTTでは多種多様なサービスの提供とネットワーク運営の効率化及びコスト削減を目指し、『ネットワークの構造改革 (新ノードの導入) 等』を推進しているところですが、相互接続事業者様への影響等を考慮するとこれらの計画を早期の段階から通知する必要があります。そこで、相互接続事業者様との円滑な相互接続の実現、事業者間の効率的な設備構築推進を目的とし、NTTのNW構造改革等に伴う設備導入計画提示方法について全相互接続事業者様と整理を図りました。本マニュアルは上記背景により整理が図られた「NTTの設備導入計画提示」の基本的考え方、提示情報等について相互接続事業者様向けに平易に解説したものです。弊社ネットワークとの相互接続、効率的な設備構築の一助となれば幸いです。

# 目次

## 第1章 ～ 概要編 ～

- 設備導入計画提示における基本的な考え方 P4
- 情報提示対象事業者及び提示対象エリア P5
- 情報提示にあたって ～ 守秘義務 ～ P6
- 情報提示にあたって ～ 計画変更に関する費用負担 ～ P7

## 第2章 ～ 運用編 ～

### 2-1 提示の流れ

- NTTからの提示情報 P9
- 提示スケジュール P10

### 2-2 提示情報

#### 2-2-1 加入者交換機接続用

- 提示情報 (加入者交換機接続) P12
- 年間情報 A・Bのフォーマット (加入者交換機接続) P13
- 年間情報フォーマット記入例 1 (加入者交換機接続) P14
- 年間情報フォーマット記入例 2 (加入者交換機接続) P15

#### 2-2-2 中継交換機接続用

- 提示情報 (中継交換機接続) P17
- 年間情報 A・Bのフォーマット (中継交換機接続) P18
- 年間情報フォーマット記入例 3 (中継交換機接続) P19
- 年間情報フォーマット記入例 4 (中継交換機接続) P20

#### 2-2-3 局番情報

- 提示情報 ～ルーチングに必要な情報～ P22
- 局番情報のフォーマット P23
- 局番情報フォーマット記入例 1 P24
- 局番情報フォーマット記入例 2 P25
- 一般加入電話の局番情報フォーマット P26
- 局番情報 (S - 1ヶ月前)の提示方法 P27

#### 2-2-4 変更通知

- 計画の変更及びその通知 P29
- 設備構築に必要な情報の変更 ～ 計画変更通知書 ～ P30
- ルーチングに必要な情報の変更 ～ 局番情報の変更 ～ P32

## 第3章 ～ 参考編 ～

- 接続箇所(POI)の変更を伴う設備導入形態 (例1) P34
- 接続箇所(POI)の変更を伴う設備導入形態 (例2) P35
- 接続箇所(POI)の変更を伴う設備導入形態 (例3) P36
- 接続箇所(POI)の変更を伴う設備導入形態 (例4) P37
- ・ネットワーク構造改革 P38
- ・ネットワーク構造改革のイメージ P39
- ・MHN-Sの主な装置とその機能 P40
- ・MHN-S (IC)の主な装置とその機能 P41
- ・接続約款記載関連事項 1 P42
- ・接続約款記載関連事項 2 P43
- ・おわりに P44

# 第1章 ~ 概要編 ~

## 設備導入計画提示に対する基本的な考え方

- NTT設備導入計画の情報提示は、義務的なものではなく、あくまでも電気通信事業者の効率的な設備作りを目的とした「自主的な情報提示」です。
- 本情報提示範囲の考え方は、NTTのネットワーク構造改革等に伴う設備導入による、相互接続事業者様側の既存ネットワーク及び事業計画等への影響を考慮して行うものであるため、提示対象情報は「相互接続事業者様とNTTの接続箇所 (POI) の変更を伴う設備導入計画に関する情報」とします。
- 相互接続事業者様がネットワーク設備の更改等を実施する場合の情報提示は、本情報提示の考え方に双務的に対応されるものと考えます。
- NTT提示情報は、今後の社内外の環境変化等により変更が考えられます。NTT側で計画変更が生じた場合には、速やかに通知させて頂くとともに、それに伴う相互接続事業者様側の計画変更については柔軟に対応させて頂きます。

# 情報提示対象事業者及び提示対象エリア

## 情報提示対象事業者様

守秘義務等を勘案し、情報提示対象事業者様を以下のとおりとさせていただきます。

加入者交換機接続に対する情報提示

既に加加入者交換機接続を実施されている事業者様及び接続予定の事業者様

(注)

中継交換機 (GS) 接続に対する情報提示

既に中継交換機 (GS) 接続を実施されている事業者様及び接続予定の事業者様

(注)

(注) 接続実施予定の事業者様への情報提供については、接続協議の各段階に応じ必要と判断された情報を順次提示していくこととします。

## 情報提示対象エリア

情報提示対象エリアは、情報提示対象事業者様の「接続対象エリア (PO 設置エリア)」の「都道府県単位」とさせていただきます。<sup>(注)</sup> 接続対象エリア拡大等に伴い他エリアの情報提示が必要な場合は、加入者交換機接続、中継交換機接続実施予定事業者様と同様に、接続協議の各段階に応じ必要と判断された情報を順次提示していくこととします。

注) 一部NTTの支店エリア区分に準じさせて頂く地域があります。

# 情報提示にあたって ~ 守秘義務 ~

## 考え方

今回、相互接続事業者様へ提供する情報は経営情報の一部であることから、他の情報と同様に情報の機密保持の担保を課すものとします。

既接続事業者様	接続約款の規定を適用した相互接続協定 <sup>注1)</sup> により守秘義務を課す
接続予定事業者様	情報提供にあたり <sup>注2)</sup> 守秘義務協定を締結

### 注1) 【接続約款 (第47条)】

当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上  
経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的以  
外に使用しないこととします

### 注2) 【守秘義務協定】

相互接続協定を締結するまでの、事前相談時等における「秘密又は秘匿すべき事業  
上及び技術的な情報」の守秘義務を相互に課す契約

# 情報提示にあたって ～ 計画変更に関する費用負担 ～

## 考え方

- 本情報提示は、NTTのネットワーク設備に対する他事業者様からの個別建設申込み時の計画提示とは異なり、他事業者様の効率的な設備作りを目的として自主的に行うものです。
- NTTが提示した情報に計画変更が生じ、その変更に伴い相互接続事業者様の建設申込に変更が発生する場合、NTT側はその変更に対応することを前提とします。
- NTTの計画変更に因らない相互接続事業者様からの計画変更については、個別協議を行い最大限対応しますが、緊急対応等については必要な費用負担を求めさせていただきます。
- S - 6ヶ月以内のNTTの計画変更による相互接続事業者様の計画変更工事費用については接続約款第88条(免責)により協議させていただきます。

### 【接続約款第88条】(免責)

- 2 当社は、この約款又は協定に基づく変更により協定事業者の電気通信設備又は当社の接続用設備若しくは接続用ソフトウェアの改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとする。  
ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。



# 第2章 ～ 運用編 ～

## 2-1 提示の流れ

# NTTからの提示情報

NTTから提示させて頂く相互接続事業者様とNTTの接続箇所 (POI) の変更を伴う設備導入計画<sup>注)</sup>に関する情報には、「設備構築計画策定に必要な情報」とルーチングに必要な情報の2種類があります。

注) NTTの接続箇所 (POI) の変更とは、接続対象ユニットが変更になることをいいます。(例: 参考編を参照)

## 設備構築計画策定に必要な情報

相互接続事業者様が設備構築計画を策定する上で必要な情報

年間情報 A (X - 2年度 1月)

年間情報 B (X - 1年度 7月)

## ルーチングに必要な情報

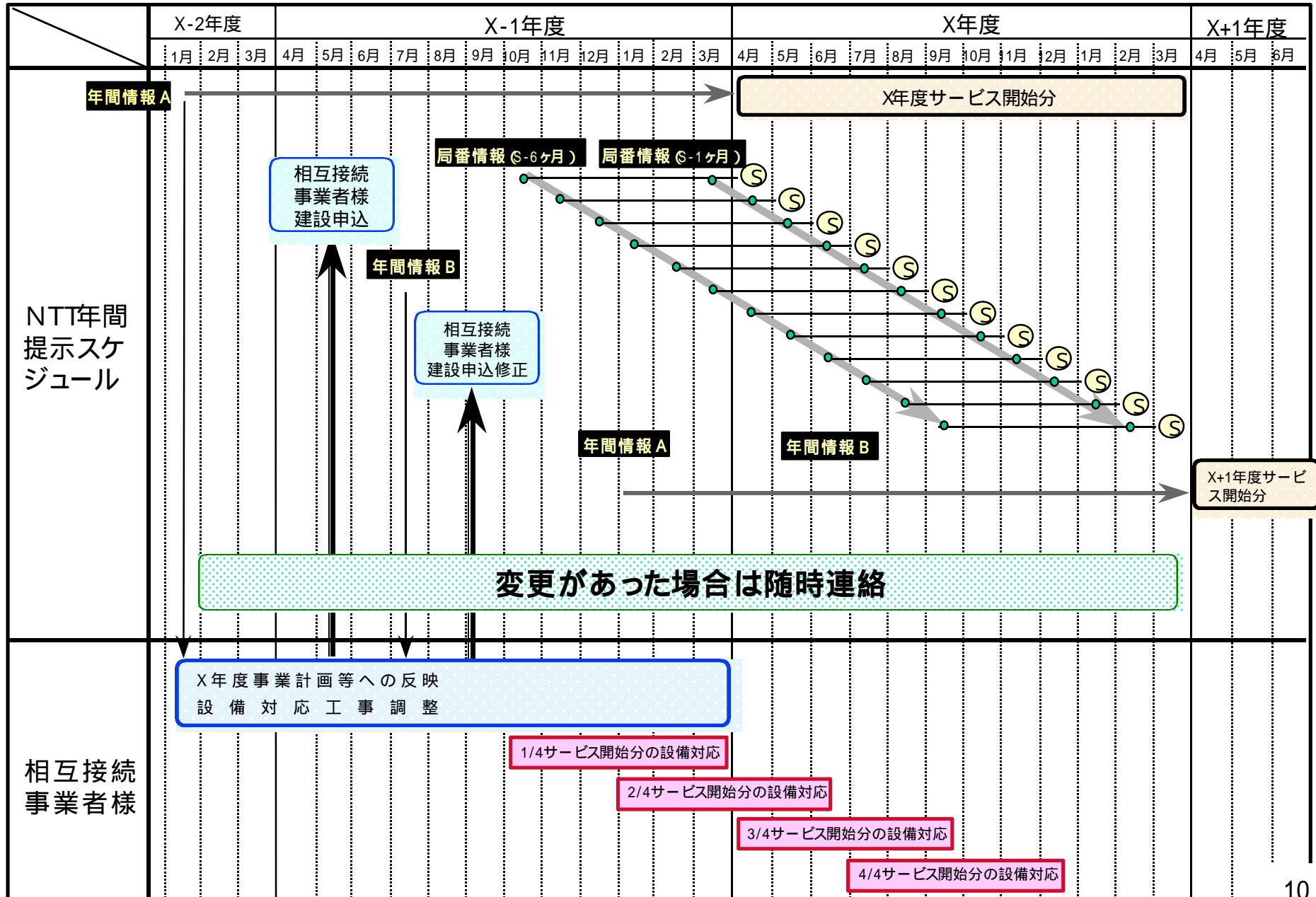
相互接続事業者様がトランスレータの展開等ルーチングに必要な情報

局番情報 (S - 6ヶ月)

局番情報 (S - 1ヶ月)

注) 局番情報の提示については、加入者交換機接続の PO 変更時のみ対象となります。

# 提示スケジュール



# 第2章 ~ 運用編 ~

## 2-2 提示情報

### 2-2-1 加入者交換機接続用

# 提示情報(加入者交換機接続) ~ 設備構築計画策定に必要な情報 ~

## 設備構築に必要な情報の提供

相互接続事業者様が設備構築計画を策定する上で必要な情報として、相互接続事業者様との接続箇所 (POI) の変更を伴う設備導入計画の情報を提示致します。

相互接続事業者様からの弊社への建設申込時期 (X- 1年度 5月、その修正 9月) を考慮し、X- 2年度 1月 (年間情報 A) と その修正版として X- 1年度 7月 (年間情報 B) の 2回提示させていただきます。

## 提示内容

相互接続事業者様が設備構築計画策定に必要な以下の情報を提示致します。

支店名	基礎情報	計画端子数 <sup>注2)</sup> (INS64・INS1500・アナログ)	設備情報
都道府県名		サービス開始予定月	
MA名		帰属先情報 <sup>注3)</sup>	
ビル名		収容局番 (新規追加局番の有無)	
交換機種名		収容局番 (既存巻取局番)	
ユニット名		巻取局番収容元情報 <sup>注4)</sup>	
DPC番号 <sup>注1)</sup>			

注1) DPC: Destination Point Code (信号局コード)  
未定」と記入する場合があります

注2) 計画端子数は S + 12ヶ月分を見込んだものです

注3) 対象交換機が接続 (帰属) する交換機の情報

注4) 対象交換機へ巻取られる局番が収容されていた元の交換機の情報

注5) 付き数字は P14,15 に示す記入例に対応するものです

# 年間情報 A・Bのフォーマット(加入者交換機接続)

EXCELによる記入とし、シートにより新ノードと既存ノードの情報を区別します

基礎情報							設備情報											
支店名	都道府県名	MA名	ビル名	交換機種名	ユニット名	DPC番号	計画端子数											
							INS64			INS1500			アナログ					
							既設	新設	巻取り	既設	新設	巻取り	既設	新設	巻取り			

設備情報														
サービス開始 予定月	帰属先情報			全收容局番										
	ビル名	交換機種名	ユニット名	收容局番 (新規追加有無)	收容局番(既存局番巻取)									
					巻取局番1			巻取局番2			巻取局番3			
					市外局番	市内局番	千番台	市外局番	市内局番	千番台	市外局番	市内局番	千番台	

設備情報						記 事
巻取局番收容元情報						
ユニット1			ユニット2			
ビル名	交換機種名	ユニット名	ビル名	交換機種名	ユニット名	

# 年間情報フォーマット記入例 1 (加入者交換機接続)

## 計画概要

### 新宿ビル

ASM (ユニット名 :MLS-A) SBM (0A) を新設  
 SBM (0A) はASM (MLS-A) に帰属する  
 H11.12にサービス開始予定

新增設端子数

ISDN \*1 : 400端子

既存D70(LS-A)からSBM(SBM-0A)への巻取り端子数

ISDN \*1 : 800端子

既存D70(LS-A)からの巻取り局番

巻取り局番 : 03-5359-1千番台

端子新增設に伴う新局番もしくは千番台番号幅増有リ

### 西新宿ビル

SBM (0A) を新設  
 新宿ビルのASM (MLS-A) に帰属する

H11.12にサービス開始予定

新增設端子数

ISDN \*1 : 200端子

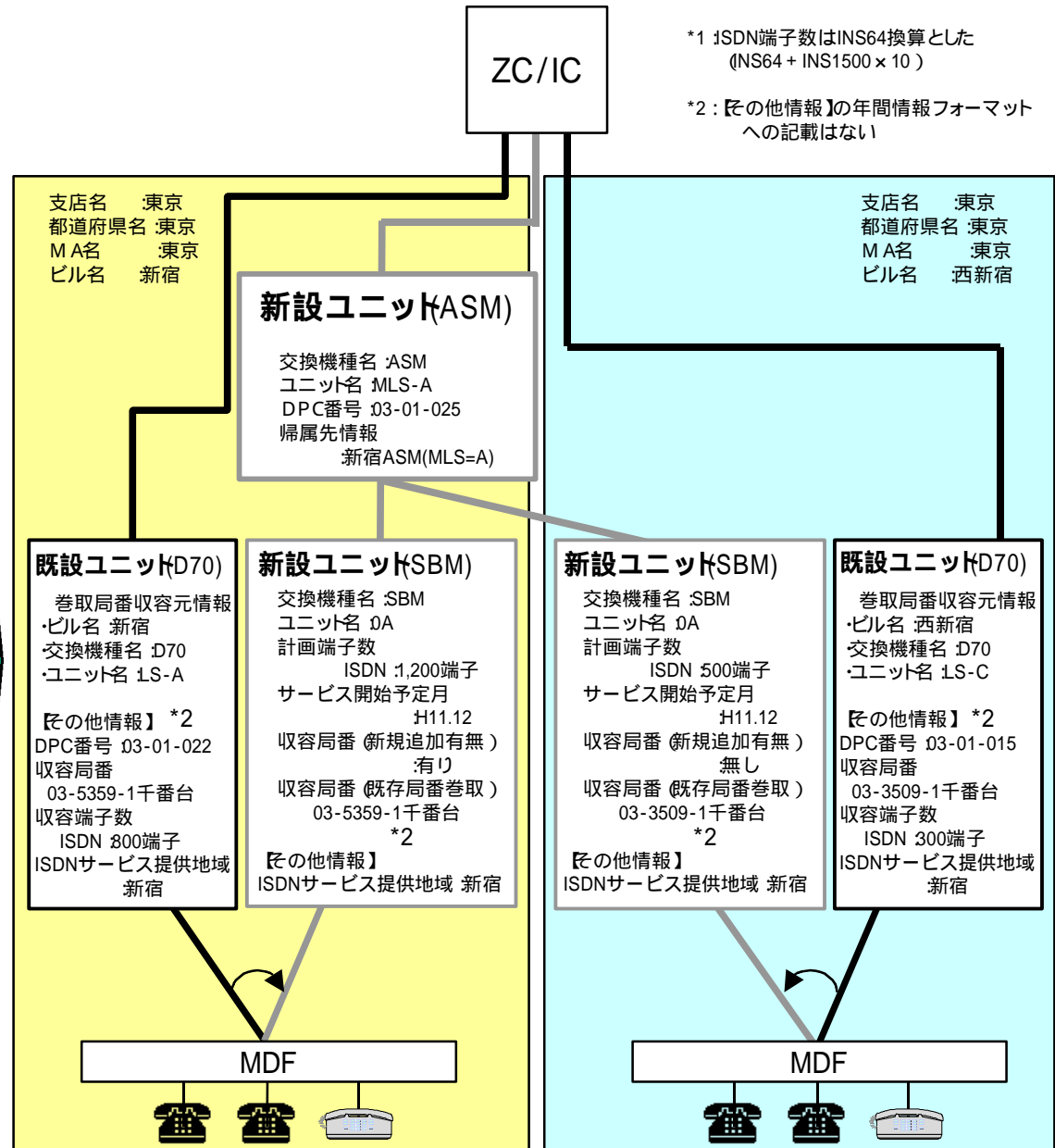
既存D70(LS-C)からSBM (SBM-0A) への巻取り端子数

ISDN \*1 : 300端子

既存D70(LS-C)からの巻取り局番

巻取り局番 : 03-3509-1千番台

端子新增設に伴う新局番もしくは千番台番号幅増無し



# 年間情報フォーマット記入例 2 (加入者交換機接続)

基礎情報							設備情報									
支店名	都道府県名	MA名	ビル名	交換機種名	ユニット名	DPC番号	計画端子数									
							INS64			INS1500			アナログ			
							既設	新設	巻取り	既設	新設	巻取り	既設	新設	巻取り	
東京	東京都	東京	新宿	ASM	MLS-A	03-01-025										
東京	東京都	東京	新宿	SBM	0A		0	300	700	0	10	10	0	0	0	
東京	東京都	東京	西新宿	SBM	0A		0	100	200	0	10	10	0	0	0	

設備情報														
サービス開始 予定月	帰属先情報			全収容局番										
	ビル名	交換機種名	ユニット名	収容局番 (新規追加有無)	収容局番 (既存局番巻取)									
					巻取局番 1			巻取局番 2			巻取局番 3			
					市外局番	市内局番	千番台	市外局番	市内局番	千番台	市外局番	市内局番	千番台	
H11.12														
H11.12	新宿	ASM	MLS-A	有り	03	5359	1							
H11.12	新宿	ASM	MLS-A	なし	03	3509	1							

設備情報						記 事
巻取り局番収容元情報						
ユニット1			ユニット2			
ビル名	交換機種名	ユニット名	ビル名	交換機種名	ユニット名	
新宿	D70	LS-A				
西新宿	D70	LS-C				



# 第2章 ~ 運用編 ~

## 2-2 提示情報

### 2-2-2 中継交換機接続用

## 提示情報(中継交換機接続) ~ 設備構築計画策定に必要な情報 ~

### 設備構築に必要な情報の提供

相互接続事業者様が設備構築計画を策定する上で必要な情報として、相互接続事業者様との接続箇所 (POI) の変更を伴う設備導入計画の情報を提示致します。

相互接続事業者様からの弊社への建設申込時期 (X- 1年度 5月、その修正 9月) を考慮し、X- 2年度 1月 (年間情報 A) と、その修正版として X- 1年度 7月 (年間情報 B) の 2回提示させていただきます。

### 提示内容

相互接続事業者様が設備構築計画策定に必要な以下の情報を提示致します。

支店名	}	移行先ユニット情報
ZA名		
ビル名		
ユニット名		
DPC番号 <small>注1)</small>		
ビル名	}	移行元ユニット情報
ユニット名		
NTTが希望する事業者様回線移行時期		

注1) DPC Destination Point Code (信号局コード)  
未定」と記入する場合があります

注2) 付き数字はP19,20に示す記入例に対応するものです

# 年間情報 A・Bのフォーマット(中継交換機接続)

EXCELによる記入とします

移行先ユニット情報					移行元ユニット情報		NTT希望 事業者様回線 移行時期
支店名	ZA名	ビル名	ユニット名	DPC番号	ビル名	ユニット名	

# 年間情報フォーマット記入例3 (中継交換機接続)

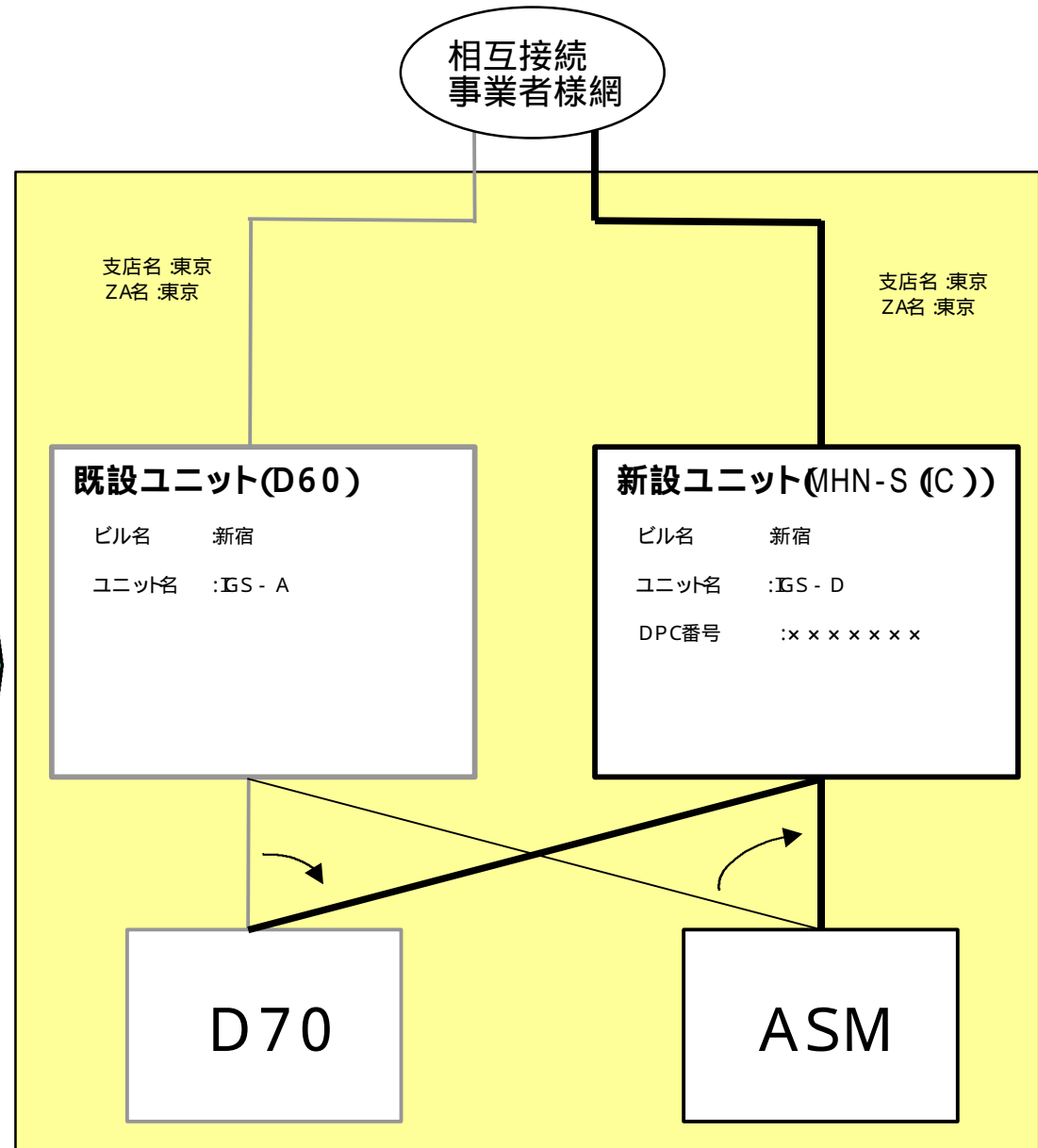
## 計画概要

既設ユニット(D60)から  
新設ユニット(MHN-S (C))への切替

MHN-S (C) (ユニット名 :IGS - D)を新設

H12.12にサービス開始予定 ( )

既設ユニットの切替 (D70・ASM)



# 年間情報フォーマット記入例 4 (中継交換機接続)

移行先ユニット情報					移行元ユニット情報		NTT希望 事業者様回線 移行時期
支店名	ZA名	ビル名	ユニット名	DPC番号	ビル名	ユニット名	
東京	東京	新宿	IGS D	xxxxxxx	新宿	IGS A	H12.12

# 第2章 ~ 運用編 ~

## 2-2 提示情報

### 2-2-3 局番情報

## 提示情報 ～ルーチングに必要な情報～

### ルーチングに必要な情報の提供

S - 6ヶ月の時点にて設備構築情報 (年間情報 A・B) では提示していない「新規展開番号」及び「サービス開始月旬」、S - 1ヶ月の時点にて「サービス開始日時」を含め、相互接続事業者様がトランスレータの展開等ルーチングに必要な情報 (局番情報) を提示致します。

S - 1ヶ月前の局番情報の提示については、P27に示すように10日毎に情報 (変更・追加分を含む) を提示していきます。これはNTT内でのルーチング情報の流通に合わせたものです。

### 提示内容

相互接続事業者様がルーチングに必要な以下の情報を提示致します。

電話網MA名	異動種別	異動後の状況
ビル名・ユニット名	異動日時	・収容局番
・交換機種名	異動前の状況	・DPC番号
・ビル名	・収容局番	記事
・ユニット名	・DPC番号	

注1) 付き数字はP24,25に示す記入例に対応するものです

# 局番情報フォーマット

電話網 M A名	ビル名・ユニット名		異 動 種 別	異 動 日 時
	D70 A S M	S B M		

異動前の状況				異動後の状況				記 事
市外 局番	市内 局番	番号選定 範 囲	収容PSN DPC番号	市外 局番	市内 局番	番号選定 範 囲	収容PSN DPC番号	



# 局番情報フォーマット記入例 1

\*1:【その他情報】の局番情報フォーマットへの記載はない

## 計画概要

### 年間情報での提示

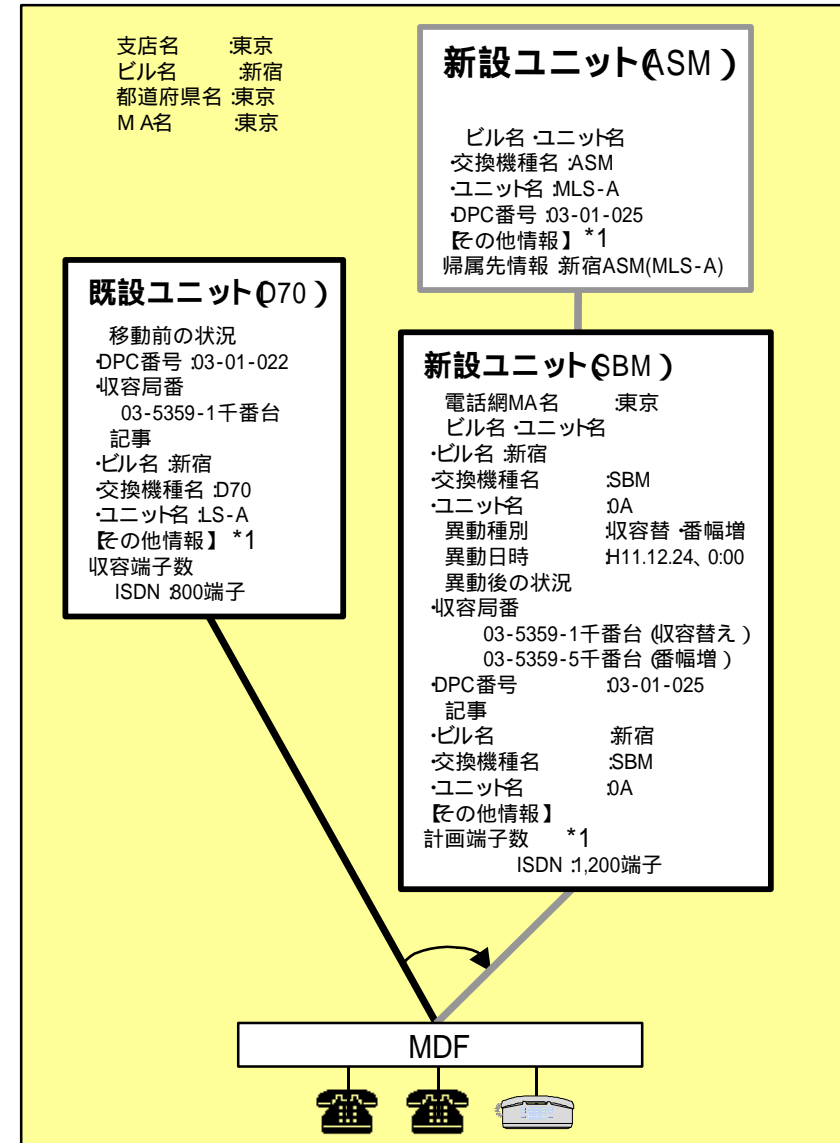
ASM (ユニット名 MLS-A) SBM (0A) を新設  
 SBM (0A) はASM (MLS-A) に帰属する  
 H11.12にサービス開始予定  
 新增設端子数  
 ISDN : 400端子  
 既存D70(LS-A)からSBM (SBM-0A)への巻取り端子数  
 ISDN : 800端子  
 既存D70(LS-A)からの巻取り局番  
 巻取り局番 : 03-5359-1千番台  
 端子新增設に伴う新局番もしくは千番台番号幅増有り

### 詳細工程確定

### 局番情報の提示

ASM (ユニット名 MLS-A) SBM (SBM-0A) を新設  
 H11.12.24の0:00にサービス開始予定  
 新增設端子数  
 ISDN : 400端子  
 既存D70(LS-A)からSBM (SBM-0A)への巻取り端子数  
 ISDN : 800端子  
 既存D70(LS-A)からの巻取り局番  
 巻取り局番 : 03-5359-1千番台  
 端子新增設に伴い、千番台番号幅増  
 千番台番号幅増 : 03-5359-5千番台

:局番情報にて明確になる情報



## 局番情報フォーマット記入例 2

S - 1ヶ月にて提示される局番情報の記入例です。

電話網 M A名	ビル名・ユニット名		異動 種別	異動 日時
	D70 A S M	S B M		
東京	新宿 MLS-A	新宿 SBM-0A	收容替	12月24日 0時00分
東京	新宿 MLS-A	新宿 SBM-0A	番幅増	12月24日 0時00分

異動前の状況				異動後の状況				記 事
市外 局番	市内 局番	番号選定 範囲	收容PSN DPC番号	市外 局番	市内 局番	番号選定 範囲	收容PSN DPC番号	
3	5359	10～49	03-01-022	3	5359	10～19	03-01-025	新宿LS-A 新宿SBM-0A 異動日時決定
				3	5359	50～59	03-01-025	異動日時決定

(注) S - 6ヶ月での提示は「異動日時」の情報が「12月下旬」のように「日時」が「月旬」として提示されることとなります。

# 一般加入電話の局番情報フォーマット

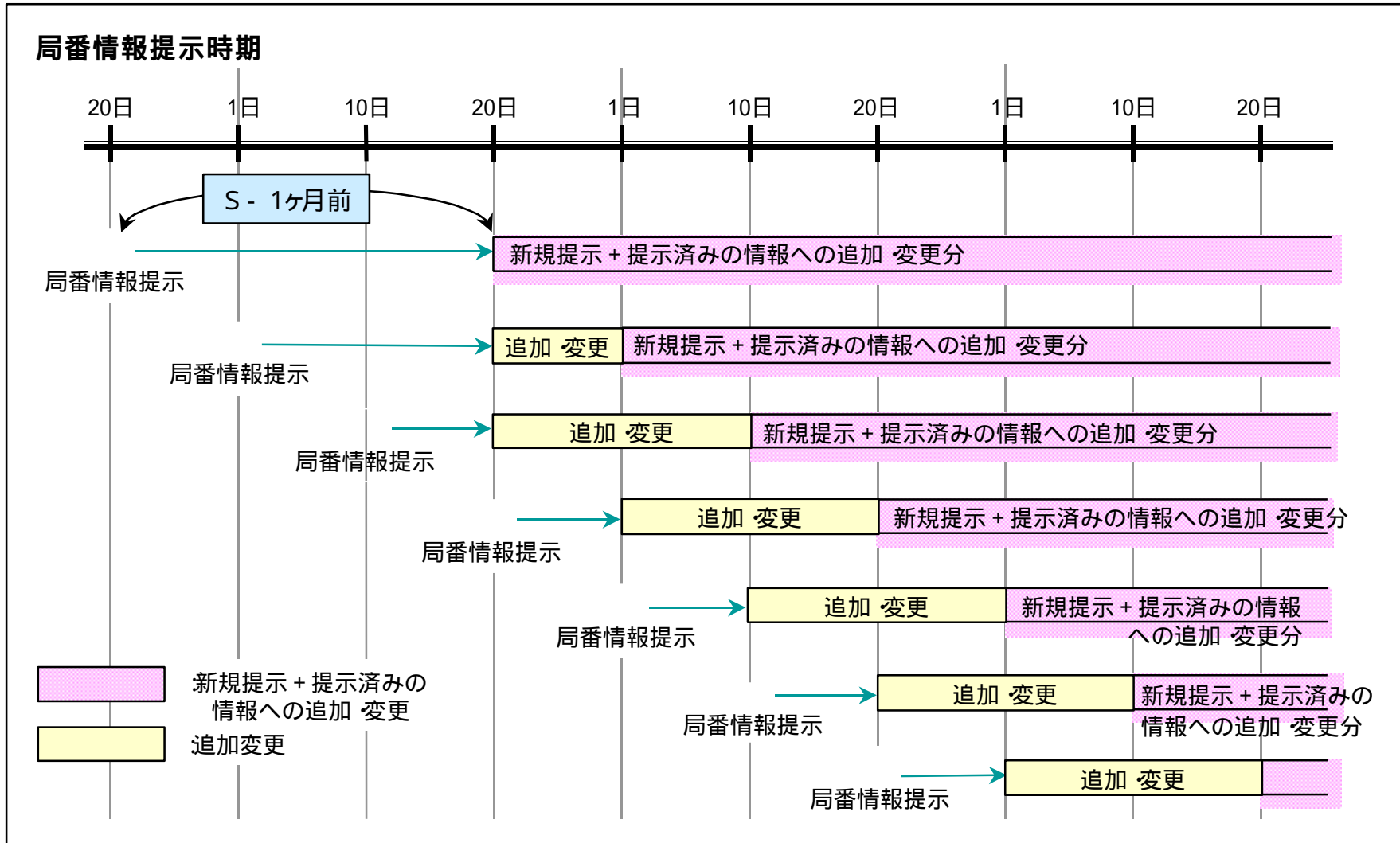
既存ノード新增設等に伴う一般加入電話新局番の追加や千番台番号幅増等も相互接続事業者様に影響を与えることから、下記フォーマットにて一般加入電話の局番情報の提示を実施致します。

支店名	ビル名	異動 種別	新局番 幅増	異動 日時

異動前の状況				異動後の状況				記 事
市外 局番	市内 局番	番号選定 範囲	エイト名 DPC番号	市外 局番	市内 局番	番号選定 範囲	エイト名 DPC番号	

# 局番情報 (S - 1ヶ月前) の提示方法

注)  
 10日毎にサービス開始の1ヶ月前の局番情報 (S - 1ヶ月前) を提示します  
 注) サービス開始 1ヶ月前の情報も含む



# 第2章 ~ 運用編 ~

## 2-2 提示情報

### 2-2-4 変更通知

# 計画の変更及びその通知

## 提示情報の変更

NTTの設備導入計画は、需要動向によるところが大きく、早期に計画確定を行うことは困難です。このため、各情報の提示後に計画の変更が生じる場合があります。この場合、相互接続事業者様の設備計画にも影響がある場合があるため、その都度「計画変更通知書」にて通知させていただきます。

## 年間情報 A・B (設備構築情報) の変更

《通知方法》: 提示後に計画変更が生じた場合、その都度、変更が明確になった時点で速やかに「計画変更通知書」により通知致します。

《対象情報》: 全年間情報

## 局番情報 (レーシング情報) の変更

《通知方法》: 提示後に計画変更が生じた場合、次回の局番情報に変更分も盛り込み提示致します。

《対象情報》: 番号情報の変更が基本であり、設備構築情報の極力ないものとします。

# 設備構築に必要な情報の変更 ~ 計画変更通知書 ~

計画変更通知書の記入例

**変更例** INS64の新設端子数を「500端子」から「500端子」へ変更  
 サービス開始予定月を「H11.12」から「H12.1」へ変更

基礎情報							設備情報								
支店名	都道府県名	MA名	ビル名	交換機種名	ユニット名	DPC番号	計画端子数								
							INS64			INS1500			アナログ		
							既設	新設	巻取り	既設	新設	巻取り	既設	新設	巻取り
東京	東京	東京	新宿	SBM	0A		0	300	700	0	10	10	0	0	0
東京	東京	東京	新宿	SBM	0A		0	500	700	0	10	10	0	0	0

設備情報														
サービス開始 予定月	帰属先情報			全収容局番										
	ビル局	交換機 種名	ユニット 名	収容局番 (新規追加有無)	収容局番 (既存局番巻取)			巻取局番 2			巻取局番 3			
					巻取局番 1			市外局番	市内局番	千番台	市外局番	市内局番	千番台	市外局番
H11.12	新宿	ASM	MLS-A	有り	03	5359	1							
H12.1	新宿	ASM	MLS-A	有り	03	5359	1							

設備情報						変更理由
帰属元情報						
ユニット1			ユニット2			
ビル名	交換機種名	ユニット名	ビル名	交換機種名	ユニット名	
新宿	D70	LS-A				
新宿	D70	LS-A				需要動向の変化のため

(注1) 変更箇所を      で示してあります。

(注2) S - 6ヶ月以内で      部に計画変更が生じた場合は、局番情報でも通知されます。

# 設備構築に必要な情報の変更～計画変更通知書～

計画変更通知書の記入例

変更例 サービス開始予定月を「H12.12」 「H13.2」へ変更

移行先ユニット情報					移行元ユニット情報	
支店名	ZA名	ビル名	ユニット名	DPC番号	ビル名	ユニット名
東京	東京	新宿	IGS D	×××××××	新宿	IGS A
東京	東京	新宿	IGS D	×××××××	新宿	IGS A

NTT希望 事業者様回線 移行時期	変更理由
H12.12	
H13.2	需要変動のため

(注1) 変更箇所を  で示してあります。



# ルーチングに必要な情報の変更 ~ 局番情報の変更 ~

**変更例** 大手町LS-A 大手町SBM-0Aへの收容替え(6-1ヶ月以内)の日時を「H11.7.30、0:00」 「H11.7.30、12:00」へ変更  
 新宿LS-A 新宿SBM-Aへの收容替え(6-5ヶ月)のサービス開始予定月を「H11.12」 「H12.1中」へ変更

平成11年7月10日提示の局番情報(例)

電話網 MA名	ビル名・ユニット名		異動 種別	異動 日時
	D70 ASM	SBM		
東京	大手町 MLS-A	大手町 SBM-0A	收容替	7月30日 12時00分
東京	新宿 MLS-A	新宿 SBM-0A	收容替	H12年1月中旬
東京	新宿 MLS-A	新宿 SBM-0A	番幅増	H12年1月中旬

(注1)変更内容が「異動日時の変更が月をまたぐ場合」については、計画変更通知書にも反映されます。

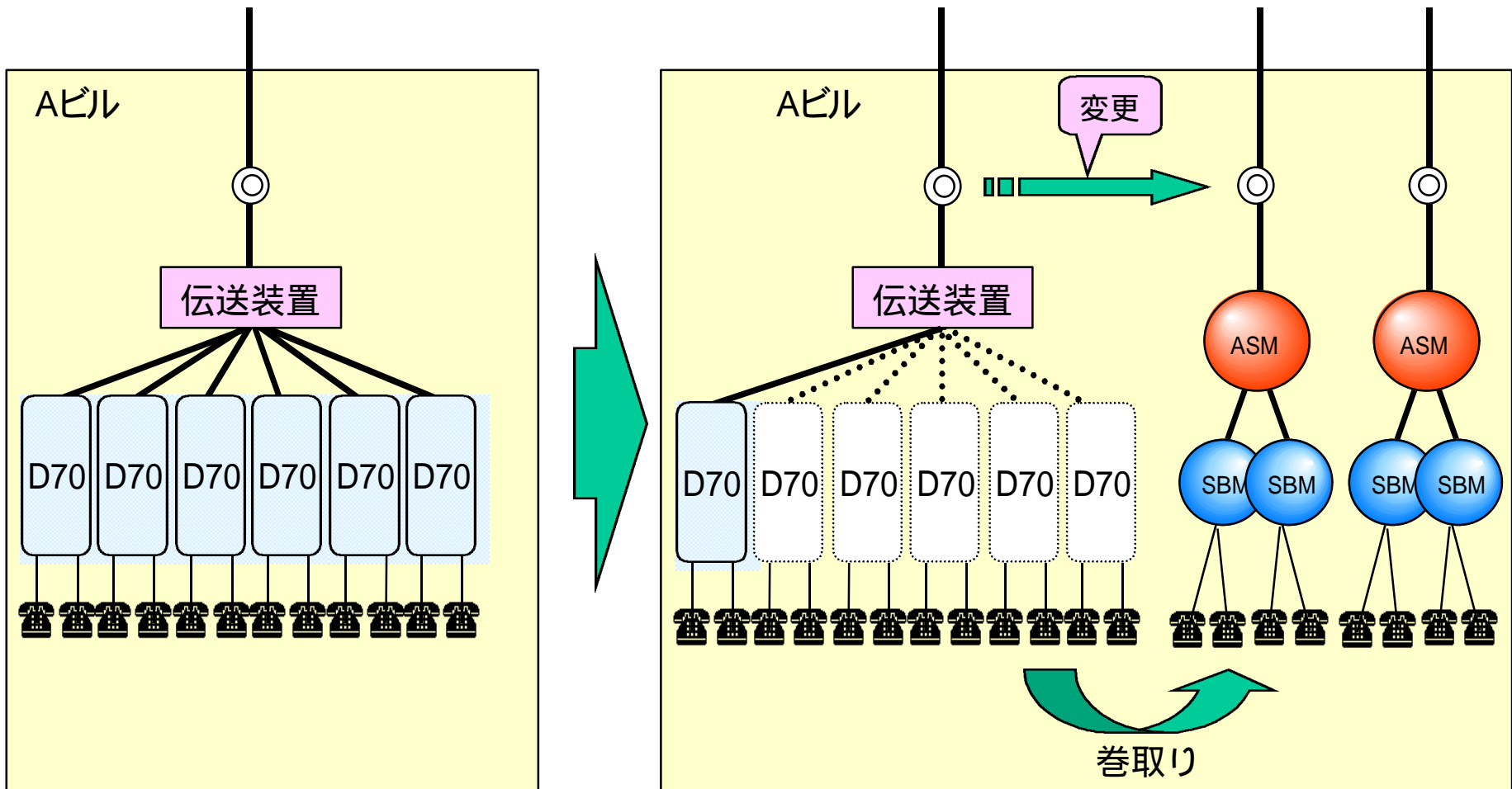
(注2)変更内容については記事欄に記述します

異動前の状況				異動後の状況				記 事
市外局番	市内局番	番号選定範囲	收容PSN DPC番号	市外局番	市内局番	番号選定範囲	收容PSN DPC番号	
3	5252	10~49	03-01-021	3	5252	10~49	03-01-024	大手町LS-A 大手町SBM-0A 異動日時の変更
3	5359	10~49	03-01-022	3	5359	10~49	03-01-025	新宿LS-A 新宿SBM-0A 異動日時の変更
				3	5359	50~59	03-01-025	異動日時の変更

# 第3章 ~ 参考編 ~

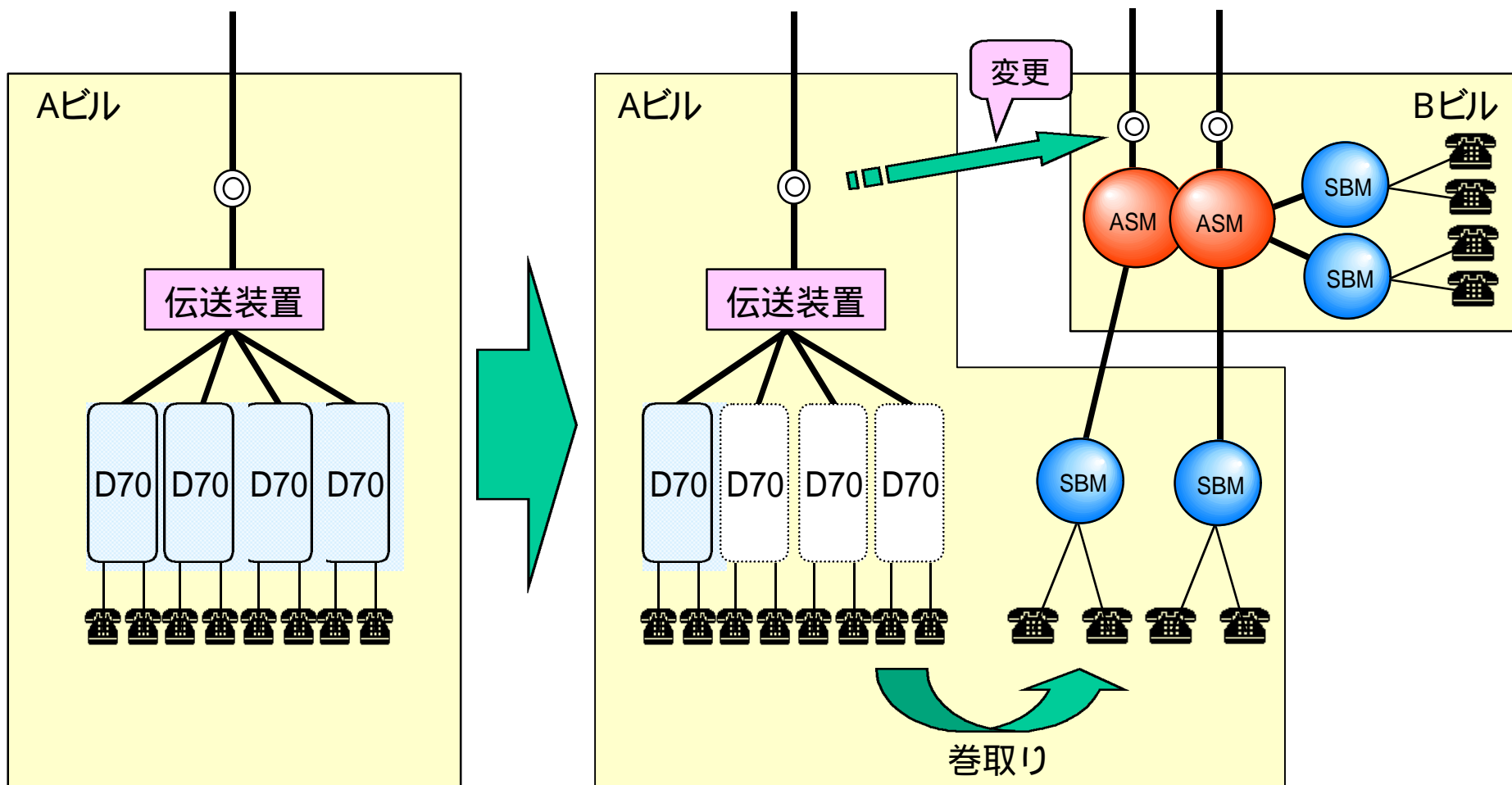
# 接続箇所 (POI)の変更を伴う設備導入形態 (例1)

MHN-Sの導入に伴い、既存ノードをMHN-Sへ巻取る等の変更  
(同一ビルにASMが導入される場合)



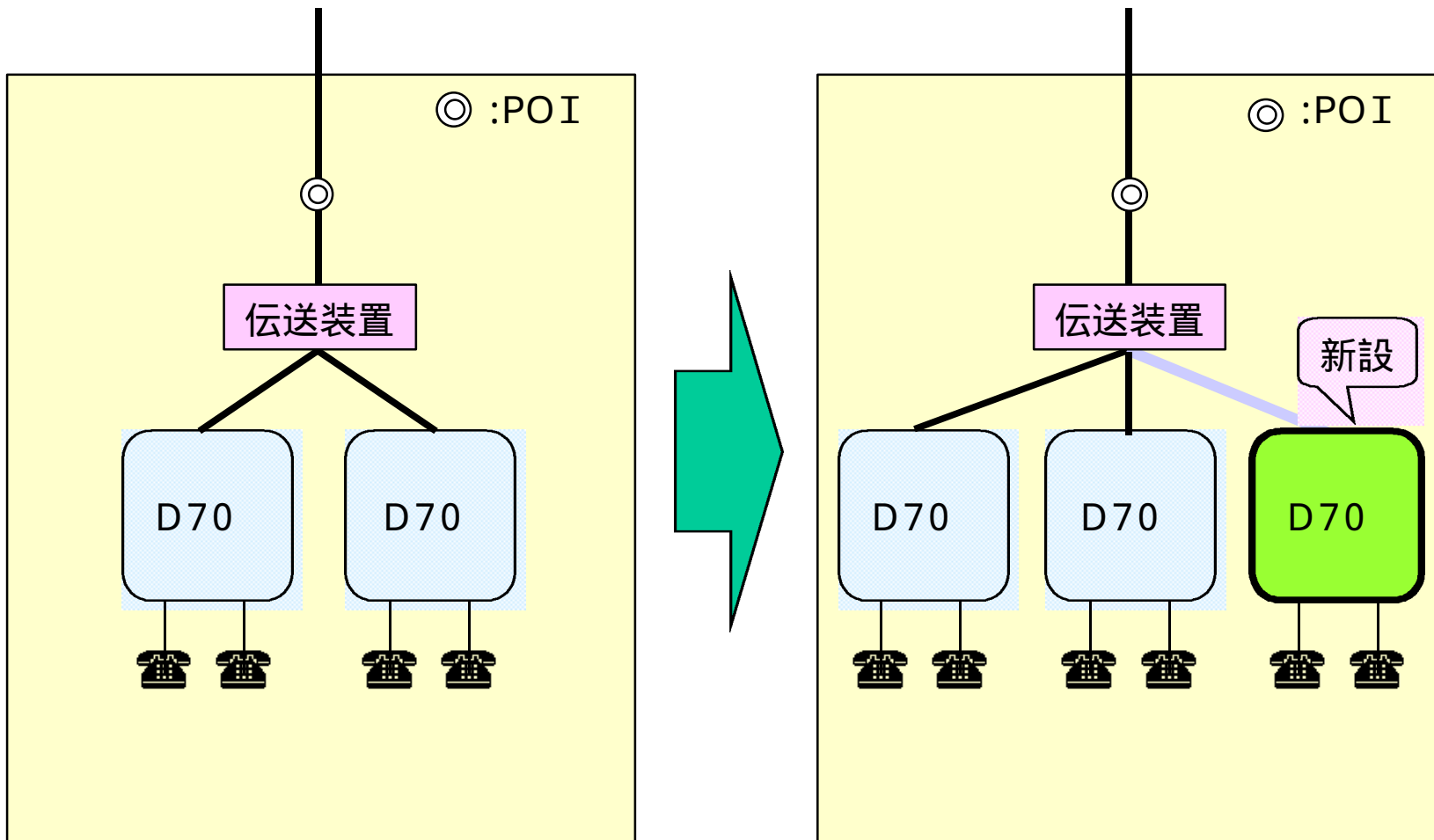
# 接続箇所 (POI)の変更を伴う設備導入形態 (例2)

MHN-Sの導入に伴い、既存ノードをMHN-Sへ巻取る等の変更  
(他ビルにASMが導入される場合)



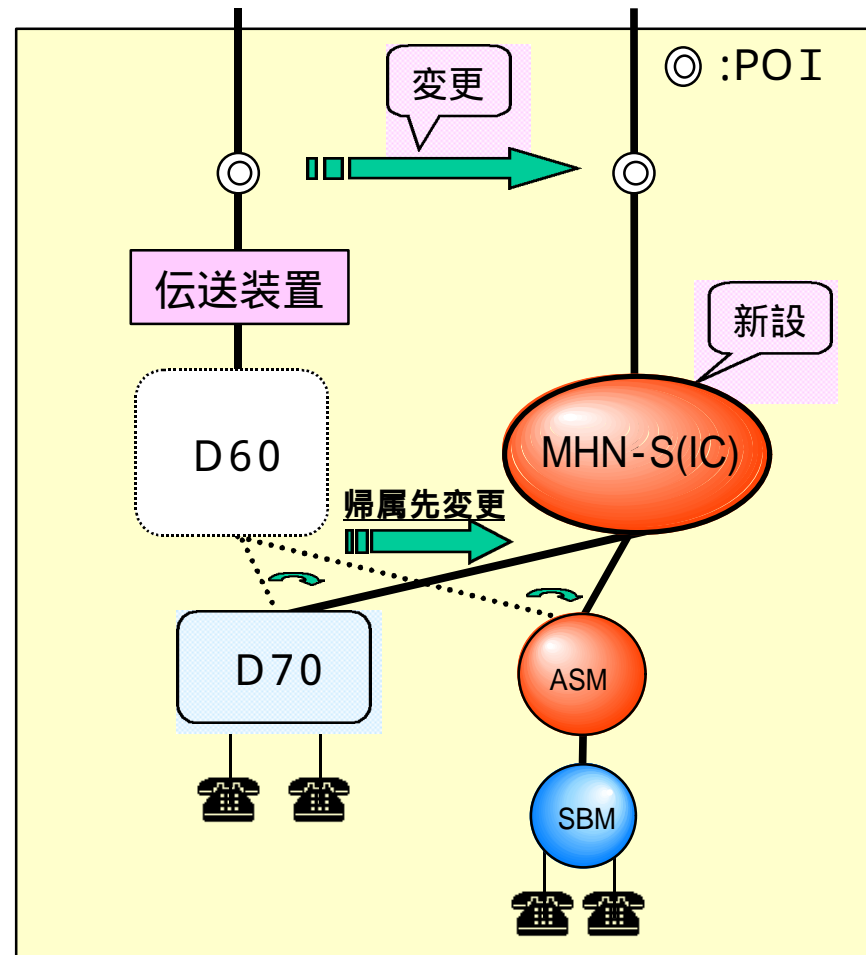
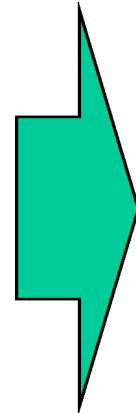
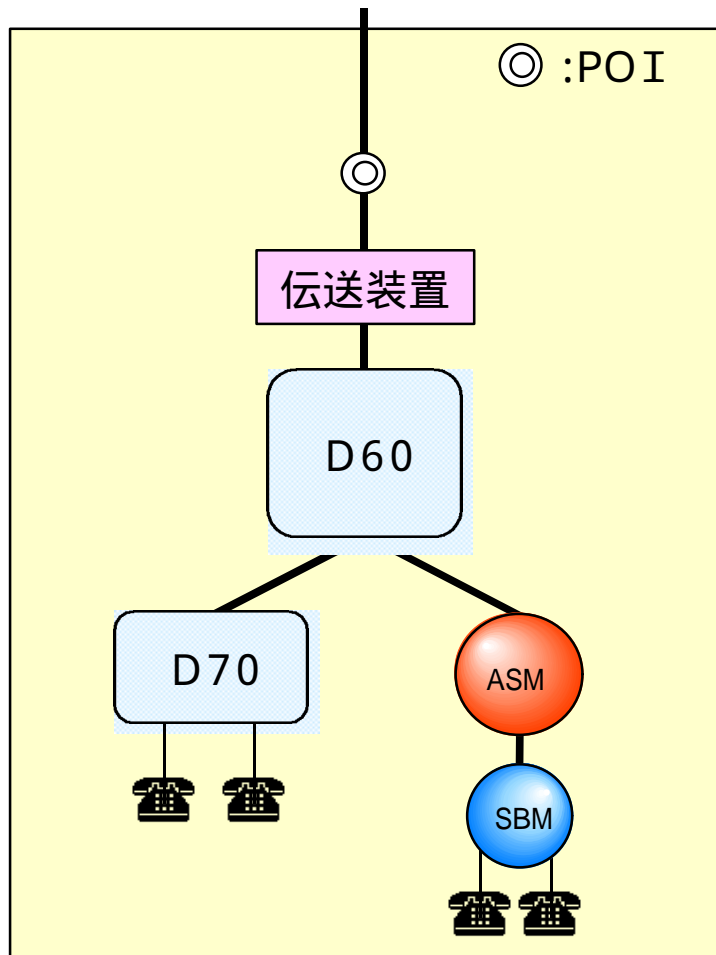
# 接続箇所 (POI) の変更を伴う設備導入形態 (例3)

ノードの新設による変更  
(NTT内での伝送装置等による振分けユニット増等を含む)



# 接続箇所 (POI) の変更を伴う設備導入形態 (例4)

MHN - S (IC) 新設による変更



# ネットワーク構造改革

NTTでは、多種多様なサービスの提供とネットワーク運営の効率化及びコスト削減を目指しアナログ交換機のデジタル化を推進しており、平成9年12月19日完了致しました。

一方、マルチメディア時代を向かえ、お客様や他の通信事業者様から更なる通信料金の削減が求められています。また、電話・ISDN等のサービスを統合したネットワークが必要となっています。

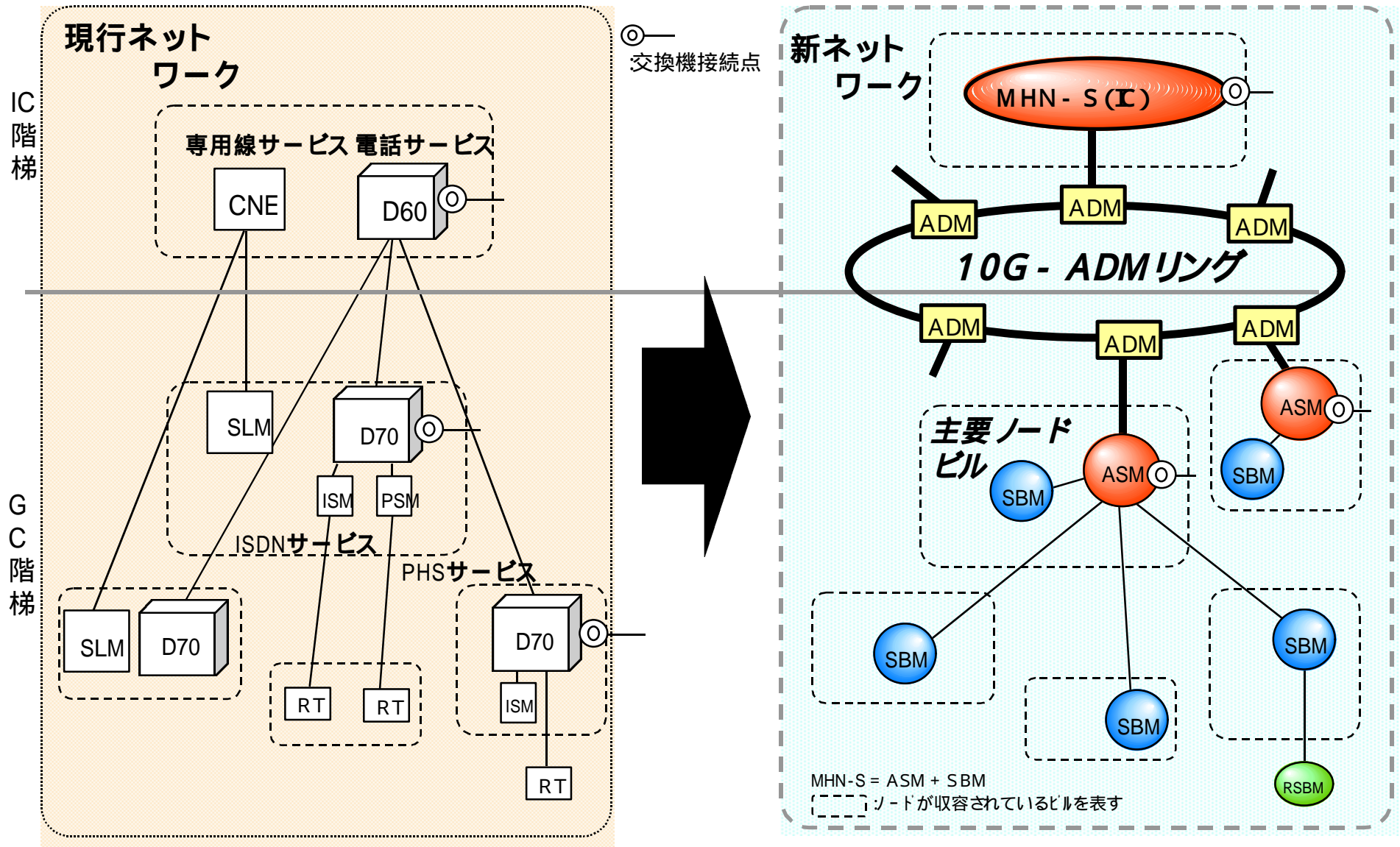
これらの背景を踏まえ、かつ、デジタル化完了の時期を捉え、NTTでは21世紀を目指した抜本的な「**ネットワークの構造改革**」を推進していく計画です。

これにより、NWコストの削減と多様な料金体系実現が可能となり、ひいては電気通信市場の発展に寄与するものと考えています。

「**ネットワークの構造改革**」計画については、NTT網との相互接続事業者様への影響等を考慮し、計画段階からの早期な相互接続事業者様対応を行う考えです。

なお、MHN-Sについては、PHS対応として1996年12月、ISDN対応として1998年2月より導入を開始しております。

# ネットワーク構造改革のイメージ





# MHN-Sの主な装置とその機能

新ノード(MHN-S Multimedia Handling Node-STM)は、ASMとSBMから構成されます。

装置名	主な機能
ASM :Architectural STM Module (回線処理モジュール)	<ul style="list-style-type: none"><li>・交換接続機能及び伝送機能を一体化しており、SBMとの光ファイバーによる直結が可能</li><li>・STM系サービス(電話/ISDN/専用線/PHS)の集約機能を有しており、サービス間での設備共用が可能</li><li>・複数GCビルの収容が可能</li></ul>
SBM :Subscriber Module (加入者収容モジュール)	<ul style="list-style-type: none"><li>・STM系サービス(電話/ISDN/専用線/PHS)加入者を直接収容し、集線する機能を有する。</li><li>・なお、加入者対応部分を遠隔に張り出すRSBM(遠隔加入者収容モジュール)がある。</li></ul>

# MHN-S (IC)の主な装置とその機能

装置名	主な機能
<p>MHN - S (IC)</p> <p>MHN-S : Multimedia Handling Node-STM</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MHN - Sをベースとした新たな中継交換機であり、交換接続機能及び伝送機能を一体化し、STM系サービス (電話 / ISDN / 専用線 / PHS)を収容</li> <li>・装置間の接続伝送路インタフェースは、SDHの156 / 52M bit / sの光インタフェースであり、ファイバーによる直結が基本</li> </ul>
<p>10G - ADMリング</p> <p>ADM : Add/Drop Mux (多重化端局装置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重化機能とクロスコネク機能をもっており、多重化端局装置 (ADM)により伝送パスの分岐 / 挿入が可能</li> <li>・ADMは、高速 (10Gbit / s)側からの伝送パス (VC3 / VC4)を低速インタフェース (156 / 52M bit / s)の任意のタイムスロットに割り当てながら分岐 / 挿入が可能</li> </ul>

# 接続約款記載関連事項 1

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者は、次の接続用設備の設置又は改修の申込みを当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

(1) 端末回線の線端で接続する場合であって接続申込者が活用型 PHS 事業者のとき。

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の P H

S 接続装置又は P H S 制御局

(2) 加入者交換機の伝送装置で接続する場合

ア 接続申込者がイ以外の電気通信事業者のとき

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の伝送装置及びその付属設備(以下「伝送装置等」といいます。)

イ 接続申込者が無線呼出し事業者のとき

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の伝送装置等又は番号送出装置

(3) 中継交換機の伝送装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の伝送装置等

(4) 信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の信号用中継交換機の伝送装置等

(5) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する場合

その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、既に接続を実施している接続箇所において当社の接続用設備の設置又は改修を申込みことができます。

(1) 前項第1号に規定する P H S 接続装置

ア 翌年度上半期分の P H S 接続装置の設置又は改修については、当年度4月における当社の第1営業日。

イ 翌年度下半期分の P H S 接続装置の設置又は改修については、当年度10月における当社の第1営業日。

(2) 前項第1号に規定する P H S 網制御局

ア 翌々年度上半期分の P H S 網制御局の設置又は改修については、当年度3月における当社の第1営業日

イ 翌年度下半期分の P H S 網制御局の設置又は改修については、当年度9月における当社の第1営業日

(3) 前項第2号に規定する番号送出装置  
随時

(4) 前項第2号から第5号に規定する伝送装置等又は伝送路  
翌年度分の伝送装置等又は伝送路については、当年度5月

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に変更の申込みがあった場合は、次の場合を除き承諾します。

(1) その変更の申込みが第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第4号の規定に該当するとき。

(2) その変更の申込みが、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第2項第4号の規定により当年度5月までに申し込まれた伝送装置等又は伝送路の設置若しくは改修の申込みについて、当年度9月までに行われたものであって、当年度5月までに申し込まれた内容を大幅に変更するものであるとき。

2 第16条(相互接続点の調査)第5項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合又は相手方の書面による同意を得た場合は、この限りではありません。

# 接続約款記載関連事項 2

## (必要事項の通知)

第48条 当社及び協定事業者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (3) 電気通信事業の許可若しくは変更許可の取消し又は許可の効力の喪失
- (4) 事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
- (5) 相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止
- (6) 接続条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
- (7) 相互接続に係る事務処理方法又は保守運用方法の変更
- (8) その他接続に必要な事項

## (相互協力)

第49条 当社及び協定事業者は、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続に係る業務に関して相互に協力することとします。

## (免責)

第88条 当社は、接続に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

2 当社は、この約款又は協定に基づく変更により協定事業者の電気通信設備又は当社の接続用設備若しくは接続用ソフトウェア（以下この条において「協定事業者の電気通信設備等」といいます。）の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

## (双務的条件)

第101条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第33条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第35条（瑕疵）、第1条（協定上の地位の移転）、第42条（協定上の地位の承継）、第45条（当社が行う協定の解除）、第50条（予測トラヒックの通知又は回線数の通知）、第52条（協定事業者の切分責任）、第55条（相互接続通信の切断）、第59条（接続の一時中断）、第60条（接続の停止）、第61条（接続の中止）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第87条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第88条（免責）及び第100条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第13条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。

# おわりに

本マニュアルは、加入者交換機接続・中継交換機接続に関するNTT設備導入計画提示方法について記述しておりますが、今後新たなSTP等の導入が実施されることから、共通線信号網に必要な情報提示についても同様に整理していくとともに、必要に応じて内容を変更していく考えです。また、情報提示に関する窓口は、下記のとおりです。

(基本的にNTT各支店での対応は実施致しません。)

## NTT相互接続推進部

窓口	NTT東日本 連絡先	NTT西日本 連絡先
国際・長距離系事業者様 窓口	Tel : 03 - 5359 - 4454 Fax : 03 - 5359 - 1189	Tel : 06 - 4793 - 7241 Fax : 06 - 4794 - 4013
移動体・ポケットベル事業者様 窓口	Tel : 03 - 5359 - 4452 Fax : 03 - 5359 - 1183	Tel : 06 - 4793 - 7261 Fax : 06 - 4794 - 4013
PHS事業者様 窓口		Tel : 06 - 4793 - 7281 Fax : 06 - 4794 - 4013
地域系事業者様 窓口	Tel : 03 - 5359 - 4451 Fax : 03 - 5359 - 1183	Tel : 06 - 4793 - 7321 Fax : 06 - 4794 - 4013
CATV事業者様 窓口	Tel : 03 - 5359 - 4257 Fax : 03 - 5359 - 1189	
外資系事業者様 窓口		Tel : 06 - 4793 - 7241 Fax : 06 - 4794 - 4013